

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 3 年 1 2 月 2 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 4 8 号）による長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 2 0 年法律第 8 7 号）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 1 1 年法律第 8 1 号）の一部改正に伴う長期優良住宅建築等計画認定申請手数料等の見直し等を行うため。

伊丹市手数料条例の一部を改正する条例（令和３年伊丹市条例第 号）

伊丹市手数料条例（平成１２年伊丹市条例第７号）の一部を次のように改正する。

別表第２第５１号の２中「ただし、その額が１０，０００円未満となる場合において、その額に５０円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数があるときはこれを１００円に切り上げるものとし、その額が１０，０００円以上となる場合において、その額に５００円未満の端数があるときはこれを切り捨て、５００円以上１，０００円未満の端数があるときはこれを１，０００円に切り上げるものとする。」を削り、同号ア中「を計画に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同号中イを削り、同号ウ中「及び評価方法基準適合計画のいずれにも」を「に」に改め、「を計画に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同号中ウをイとし、同号後段中「、既に認定を受けた計画に係る建築物内の当該計画に含まれない住宅について計画の認定を申請する場合は、上記アからウまでの規定中「対象建築物」とあるのは「住宅」とし」を削り、「アからウまでの規定に」を「ア及びイの規定に」に改め、「を当該計画に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同表第５１号の３中「この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。」及び「を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同号後段(7)中「を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り、同号後段(4)を次のように改める。

(4) 計画の変更の認定の申請が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合するかどうかの認定を要するものである場合 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

a 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が
２００平方メートル以内のもの ３８，０００円（増改築の場合は、５１，０００円）

- b 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの 98,000円（増改築の場合は, 131,000円）
- c 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 156,000円（増改築の場合は, 208,000円）
- d 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの 320,000円（増改築の場合は, 428,000円）
- e 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 587,000円（増改築の場合は, 784,000円）
- f 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,031,000円（増改築の場合は, 1,377,000円）
- g 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの 1,934,000円（増改築の場合は, 2,583,000円）
- h 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの 2,811,000円（増改築の場合は, 3,754,000円）
- i 対象建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの 3,477,

000円（増改築の場合は，4，644，000円）

別表第2第51号の3後段(㊦)中「第4号又は第5号」を「第5号又は第6号」に改め，「を当該計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り，同表第51号の4中「この場合においては，第51号の2ただし書の規定を準用する。」及び「を計画の変更に係る住宅の数で除して得た額」を削り，同表第51号の5の次に次の1号を加える。

(5)の5の2 認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料 160，000円

付 則

（施行期日）

1 この条例は，令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）の認定の申請（改正法による改正後の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項に規定する区分所有住宅に係るものに限る。）に係る手数料については，この条例による改正前の伊丹市手数料条例の規定は，この条例による改正後の伊丹市手数料条例の規定にかかわらず，この条例の施行の日以後も，なおその効力を有する。